

平成24年第1回印西地区消防組合議会臨時会

○議事日程（第1号）

平成24年5月15日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第1号 財産の取得について

○出席議員（10名）

1番	鈴	木	泰	彦
2番	石	井	恵	子
3番	酢	崎	義	行
4番	山	田	喜	代子
5番	板	橋		睦
6番	岩	井	一	郎
7番	小	金	谷	恒久
8番	松	本	多	一郎
9番	長	谷	川	則夫
10番	齋	藤	光	彦

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	山	崎	山	洋
副 管 理 者	伊	澤	史	夫
会 計 管 理 者	小	川	新	一
消 防 長	秋	谷	政	巳
消防本部次長 兼警防課長 事務取扱	石	井		満
総 務 課 長	須	藤	達	也
予 防 課 長	中	澤	厚	元
通 信 指 令 室 主 幹	木	間	峰	高
印西消防署長	綿	貫		茂
印 西 西 消 防 署 長	浅	野	富	夫
白井消防署長	後	藤	朝	夫
西 白 井 消 防 署 長	伊	藤		実
印旛消防署長	後	藤	良	一

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	石	戸		等
書 記	阿	部	啓	一
書 記	井	原	基	之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（齋藤光彦） ただいまから平成24年第1回印西地区消防組合議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（齋藤光彦） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（齋藤光彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、
8番 松本多一郎 議員
9番 長谷川則夫 議員
を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（齋藤光彦） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
○議長（齋藤光彦） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齋藤光彦） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。
次に、監査委員より昨年11月から本年2月までの例月出納検査及び定期監査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、今期臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、平成24年4月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（齋藤光彦） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして大変ご苦勞さまでございます。

それでは、承認第1号についてご説明いたします。

本案は、去る3月29日に平成23年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第2号）について、議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 承認第1号について補足説明をさせていただきます。

審議資料の1ページをごらんください。本案は、平成24年第1回印西地区消防組合議会定例会におきまして、平成23年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）で、繰越明許とあわせて議決をいただきました消防救急デジタル無線施設整備に係る財源補正でございます。したがって、予算の金額に増減はございません。

具体的に申し上げますと、消防救急デジタル無線施設整備にかかわる各消防本部における個別整備分について、国の第3次補正により財政措置が講じられました。

その内訳は、事業費の3分の1を国の補助金、3分の2を地方債、充当率100%、交付税算入率80%で、当組合も消防防災通信基盤整備費補助金の申請をし、平成24年2月1日に内示を受け、これに基づき予算を編成し、議会の議決を得たところでございます。その後、構成市に国から特別交付税に係る照会があり、消防救急デジタル無線施設整備分として、印西市2,985万5,000円を、白井市1,954万5,000円としてそれぞれ回答をしたところでありますが、震度6弱以上で被害を受けた印西市に国から特定被災団体として平成24年3月26日に震災復興特別交付税として同額が交付されました。

このことから消防救急デジタル無線施設整備に係る当組合の地方債の借入額を県に確認したところ、特別交付税分を控除するようにとの指摘がございました。

以上のことから消防救急デジタル無線施設整備事業の財源を補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 今のご説明で震度6弱以上ということで白井、印西の内訳がわかりました。印西では特別分担金で一般財源、白井では地方債となっているということがわかりましたけれども、他の組合とか、自治体ではどうなっているのか、その辺の確認をされているのかどうかということが1点。

それと、白井市の特別分担金、何か地方債と一般財源、ちょっと半端な数に分かれていますけれども、

これはどういう理由なのか伺いたと思います。

○議長（齋藤光彦） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（秋谷政巳） それではお答えします。

特定被災1号公共団体と、特定被災区域につきましては、これについては国から通知がございまして、千葉県につきましては20市と9町が該当されております。他の市町村の状況というか、補正の状況についてはまだ確認しておりませんが、先ほど申しましたように県に確認したところ、起債対象で既に交付されている額を差し引いた額を起債対象とするようにという指導があったもので、今回財源補正をしていただいたというのが1点でございます。

それと負担割合の関係なのですが、議員さん申されるのは、印西市は特別負担金で処理するのは理解できているということと、白井市の負担は今後どうなるのかということと、さらに端数の4万5,000の処理の仕方ということの内容だと思っております。今回の専決処分につきましては、印西市が特定被災地方公共団体として指定され、災害等特別交付税として交付されたもので、財源充当の補正を行ったものでございますが、白井市は震度5以上の被災団体であり、指定要件に満たないために特別交付税の交付はなかったわけでございますけれども、今後交付税対象となることから起債の償還時に白井市からの負担をお願いするというのがまずございます。また、今回の白井市の特別分担金4万5,000円につきましては、起債の借入額が10万円単位であるということがありますので、市との協議におきまして内容を説明し、了承が得られたことから特別分担金として4万5,000円の負担をいただいたものです。

以上です。

○4番（山田喜代子） わかりました。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤光彦） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤光彦） 日程第5、議案第1号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（山崎山洋） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、消防車両等に搭載する消防救急デジタル無線機を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第2条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札の手續及び取得する財産の概要につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 議案第1号について補足説明をさせていただきます。

それでは、初めに入札手續についてご説明をいたします。

本件につきましては、事後審査型制限付き一般競争入札により執行したものでございます。

本年3月26日に入札等審査会を開催し、入札の資格要件を決定いたしました。

4月2日に入札の公告をしたところ、5社から入札参加の届け出がございました。

4月27日に5社による入札を行った結果、千葉市中央区問屋町1番35号、株式会社大崎コンピューターエンジニアリング千葉支店が落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社により消費税を含めまして6,290万5,500円で取得するものでございます。

次に、取得する財産の概要についてご説明いたします。

お手元の審議資料の2ページをごらんください。このたび取得する無線機は、車載型無線機32台、可搬型無線機、卓上固定型無線機をそれぞれ1台、携帯型無線機22台、受令型無線機11台でございます。

納期につきましては、平成24年11月30日までとしております。

なお、参考資料につきましては、開札調書を添付しておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤光彦） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木泰彦） それでは、まず予算額と予定価格が若干ずれがあつて、なおかつ入札額とまた少しずれがあつてきているのですけれども、この際の価格の若干の違いというのは予想されていたのか。それをもつてその予算を組んできたのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 答弁を求めます。

通信指令室主幹。

○通信指令室主幹（木間峰高） ただいまの件につきましてご説明申し上げます。

当初の設計見積もり、それと予算のほうの見積もりでございますけれども、当初は7,410万6,060円で計上しておりました。この中で本入札の落札額でございますけれども、6,295万5,500円ということで、この

差が約1,200万ほどございまして、落札率につきましてはおおむね85%でございました。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） 私から補足します。

まず予算額と予定価格のずれにつきましては、今回の入札関係についても私どもでも設計をしているのですが、今回の設計についてはあくまでも無線機の搭載ということで、県内一体整備として国が設計委託した日本消防設備安全センターの無線機参考価格というのがまず1点ございました。しかし、それにつきましてはまだ幅があることから、各メーカーに見積もりを入手して、そこでまず設計を組みました。このようなことから予定価格については非常に大きくずれることはできないということであったということで、今の主幹が申しましたように設計価格と予定価格、その辺についてはこのようなことです。

また、入札価格につきましては、あくまでも落札率85%、これについては消防本部として適正な設計、適正な入札を行い、金額の開きについてはあくまでも入札の結果であると、このように考えています。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 取得方法で、事後審査型制限付き一般競争入札、これは組合としてずっとこの入札の方法でやってきたのかどうか、ちょっとその点を確認したいのと、これはほかの入札方法と比べてどのようなメリットがあるのかを伺いたいと思います。

それと無線機の種類と数量の根拠なのですが、これはすべて充足されているのかどうか、その点確認したいと思います。

これは購入されてから、今までの無線機はどのように処分というか、されるのかを伺いたいと思います。

○議長（齋藤光彦） 消防長。

○消防長（秋谷政巳） それでは、私から事後審査型の関係と、それに対するメリットというご質問についてお答えします。

まず、入札につきましては事前審査型と事後審査型がございます。印西地区消防組合につきましては、入札参加資格審査名簿がないために印西市に名簿登録をお借りしまして業者選定を行っているのが状況でございます。登録制度のある行政につきましては事前審査型での業者の選定をしているところがございしますが、先ほども言ったように当消防組合につきましては登録制度がないために入札結果に応じ、その業者が資格要件に該当するか、審査を事後型で行っているということで、これについては以前からも変わってございません。

また、メリットはということでございますけれども、それぞれ事前審査型と事後審査型、メリット、デメリットは多少あるかと思っておりますけれども、大きく違いは私はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） それでは、3点目の無線機の種類とその根拠と申しませうか。まず種類につきましては、審議資料のほうに型式を書いてございますが、ちょっとわかりにくいので、図というか、写真のほうで説明させていただきます。まず、車載無線機については、これは消防自動車、それから救急車など車に取りつける無線機であります。審議資料のほうにも入っておりますが、要するに無線機、要す

るに通信するための機械、これを取りつけるわけです。次に、可搬型無線機ですけれども、現場で火災とかがあったときに、今度共同指令センターが千葉で行いますので、そこをやりとりする現場指揮用、ですから持ち運びができる無線機です。ですから、車に通常つけることもできますし、それを取り外して火災現場、現場指揮本部で無線運用すると、そういう無線機でございます。これが1台。次、卓上型固定無線機、要するにもう電源とかもセットされて、これはどちらかというと建物の中に備える無線機です。ですから、消防本部の統制用といいたいまいしょうか、建物内で部隊とやりとりもできるという無線機であります。ですから、これは車には取りつけません。これが1台です。次に、携帯無線機、これは消防自動車などで隊長、それから実際消火する筒先、放水をする担当者、連絡用にこのような携帯型の無線機です。ですから、これは部隊に対して配置しますので、22台予定しております。それからあと、受令機については、要するにこれは聞くための無線機であります。これは各消防署、分署、7カ所、それから本部、これは隣接の応援協定などもそういう情報を収集するために本部に2台、それからあと構成市であります印西市、白井市、役所のほうにもそれぞれ聞くだけの無線機を置くということで11台予定しております。要するに現在の消防活動がスムーズに行えるよう、今のアナログ無線がついているのと同じような形で整備を予定しております。

それから、4点目ですが、無線機についてですけれども、将来的にはこれはすべて廃止となります。ただし、このデジタル化については平成28年5月までに全国の消防が完了することになります。県内はこの年度で整備が整いますけれども、大規模災害のとき、緊急消防援助隊などでお互いに応援に行く、あるいは受援、要するに応援に来ると、そのために緊急援助隊の車両、それから基地局がそれをコントロールするためのやつで、そういうのについては平成28年度まで一応持っている予定でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 最初の入札方法の説明で、余り違いはないと答弁されました。さらに審査名簿がないということでありましたけれども、実際に審査名簿があったほうが能率的ではないかなと思うのですけれども、その差がなければ。ちょっとその点についての説明をもう一度お願いしたいと思います。

それと無線機の種類で、ア、イ、ウ、エ、オのイで可搬型、これ移動できるということで、現場でそれを使うということでしたけれども、これ実際に1台で十分なのか、ちょっとその点伺いたいと思います。

それと受令型の無線機、白井、印西にも配置されるということですが、それはそれぞれの自治体がそれぞれ1台ずつなのかどうか。ちょっとその確認をしたいと思います。

それと今までの無線というのは28年5月まで使えるということですが、つまりこれから買うこの無線機と併用して使うということと理解していいのでしょうか。

以上、質問します。

○議長（齋藤光彦） 答弁求めます。

消防長。

○消防長（秋谷政巳） 私から入札関係についてお答えさせていただきます。

入札方法について余りメリット、デメリットの相違がないというふうに先ほどお答えしましたが、事後審査型ということになれば、当然その業者、まず一番安い業者が妥当なのかどうかというところで審査しま

す。例えばそこで問題があった場合については、次の価格で入れた業者ということになりますので、事後型のほうが処理は早いということがメリットということで考えております。

あと、消防本部として名簿を持つべきではないかというようなご質問があったと思いますけれども、これにつきましては入札登録制度というのは消防では持ってごさいません。なぜかという、消防は発注件数が少ないというのがまず1点ごさいます。このようなことから関係市の登録制度の名簿をお借りして、審査項目を十分に活用し、できるという判断でございまして、あえて登録制度の名簿を持たないということで考えております。

以上です。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 2点目の可搬型の無線機1台でよいのかというご質問でございまして、今度共同指令センターになりますと県内20本部分をコントロールするようになります。ですから、部隊の数が約600、これ車1台ずつ無線交信するのは現実的ではございせん。そのために先ほど申し上げましたように現場本部、要するにその指揮隊と指令センターは交信するようになります。その関係で可搬型1台ということで現在見ているところであります。

次に、受令機について構成市1台ずつでよいのかというご質問でございまして、受令機については実際送信することはできません。聞くことのみであります。そういうことでやはり組合を構成するそれぞれの市の防災部門のところに受信用に1台ずつ設置するということでございまして。

それから、今までの無線機等の使い方についてですが、基本的にはデジタルが県内全域整備されればもうデジタル無線として活動を行います。先ほど申し上げましたようにもしほかの県、ほかの消防でまだデジタル化されていない部隊と交信するときはアナログで行いますので、そのときはアナログを使うと、そういうことで緊急消防援助隊とか、特定の部隊にのみ残しておくという予定でございまして。

よろしくお願ひします。

○議長（齋藤光彦） 4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 説明はよくわかりました。もう一度確認したいのですが、可搬型の無線機1台ということで指揮隊が使うということなのですか、結局1台でそれはもう十分であるということなのですか。本当はもっと数はあったほうがいいのではないかなというふうに私は思うのですが、その点についてもう一度説明をお願いしたいと思います。本当に1台で十分なのか。

○議長（齋藤光彦） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 現時点では現場指揮本部として設置をする、幾つもの現場指揮本部というのは現実的には今は想定してございせん。やはりコントロールするところが複数あってしまいますとまた混乱を来しますので、1台で対応可能という今形で進めているところでございまして。

○議長（齋藤光彦） ほかに質疑はございせんか。よろしいですか。

（「ありません」と言う人あり）

○議長（齋藤光彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(齋藤光彦) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 財産の取得についてを採決します。

議案第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(齋藤光彦) 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(齋藤光彦) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第1回印西地区消防組合議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時34分)